

各学校の皆様へ

修学旅行や研修旅行などの教育旅行で、富士山静岡空港をぜひ御利用ください。

令和6年度 富士山静岡空港教育旅行利用促進に関する補助金のご案内

令和6年度に富士山静岡空港を御利用いただいた教育旅行には、富士山静岡空港利用促進協議会が児童、生徒の旅行費用の一部を補助します。

補助金要綱は「富士山静岡空港サポーターズクラブ」HP内の利用促進事業からダウンロードができます。

○令和6年度 富士山静岡空港教育旅行利用促進事業費補助金

補助	内 容	補助金額	補助要件
基礎 補助	1. 富士山静岡空港 を利用	児童、生徒1人あたり 2,000円	富士山静岡空港を利用した教育旅行を実施。(片道のみ利用した場合は2分の1) ※教育旅行周遊チャーターは、片道利用(1,000円)の補助対象となります。
加算 補助	2. コース分割	1の補助金に 児童、生徒1人あたり 1,000円の加算	富士山静岡空港を利用するために、 <u>コース(目的地)を3つ以上に分け</u> 、いずれかのコースで富士山静岡空港を利用した場合。 (片道のみ利用した場合は2分の1)
	3. 分便	1の補助金に 児童、生徒1人あたり 1,000円の加算	富士山静岡空港を利用するために、 <u>1つの目的地への旅行で搭乗便を分けて</u> 旅行を実施した場合(他空港との分便を含む)。 (片道のみ利用した場合は2分の1)
	4. バス借り上げ	空港送迎の借り上げバス費用10万円を超える部分の2分の1 (限度額5万円/校) (2分の1の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨て)	富士山静岡空港を利用するために、空港の送迎に借り上げバスを利用した場合
	5. 切替	1の補助金に 児童、生徒1人あたり 10,000円の加算	他空港の航空便利用を富士山静岡空港の航空便利用に変更した場合 (片道のみ利用した場合は2分の1)

※2から5に該当する場合は、1の空港利用補助にそれぞれを上乗せして補助します。

【補助金の申請先・お問合せ】

静岡県スポーツ・文化観光部 空港振興課 就航促進班

〒420-0861 静岡市葵区追手町9-6

電 話：054-221-3355

メール：airport-shinkou@pref.shizuoka.lg.jp

(富士山静岡空港利用促進協議会 教育旅行委員会)